

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

労働基準監督署の監督指導による賃金不払残業の是正結果と取組事例

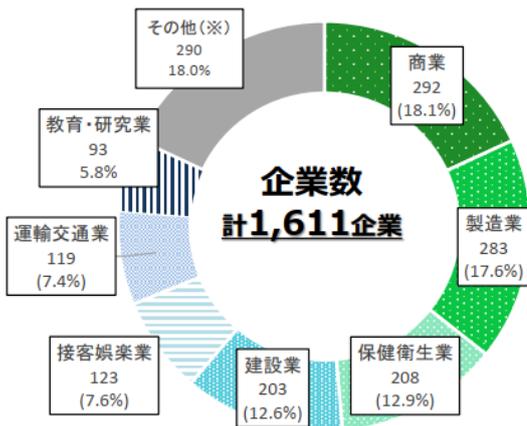
令和2年10月23日付で労働基準監督署が監督指導を行った結果、平成31年度・令和元年度に不払だった割増賃金が支払われたもののうち、支払額が1企業で合計100万円以上となった事案を厚生労働省が公表しました。(詳細はこちら)

監督指導による賃金不払残業の是正結果 (平成31年度・令和元年度)

- (1) 是正企業数：1,611企業 (前年度比157企業の減)
うち、1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは、161企業 (前年度比67企業の減)
- (2) 対象労働者数：7万8,717人 (同3万9,963人の減)
- (3) 支払われた割増賃金合計額：98億4,068万円 (同26億815万円の減)
- (4) 支払われた割増賃金の平均額：1企業当たり611万円 労働者1人当たり13万円

是正企業数、対象労働者数、
支払われた割増賃金合計額は
減少しています。

●業種別の企業数



1企業当たりの支払われた割増賃金額の平均額
611万円

●取組事例の紹介 (業種：製造業)

賃金不払残業の状況

検査部門の労働者に対し、所定終業時刻にタイムカードを打刻させた後、部品の検査を行わせていた。検査した個数に応じて「手当」を支払っていたが、作業に要した時間を確認した結果、賃金不払残業の疑いが認められた。

労基署が立入調査を行った後の会社が行った賃金不払残業の解消策

◆検査部門の労働者へのヒアリングを基に実態調査を実施し、不払となっていた割増賃金を支払った。

◆賃金不払残業の解消のために次の取組を実施した。

- ①「労働時間適正把握ガイドライン」に基づく労働時間の考え方について資料を作成し、全ての労働者に説明を行うとともに、社長がコンプライアンスを宣言した。
- ②タイムカードは作業終了時に打刻させることとし、残業する必要がある場合にはあらかじめ申請書を提出させ、申請を基に労働時間を把握することとした。
- ③残業申請された時間とタイムカードの記録との間にかい離があった場合は、労働者本人とその管理者に対し、かい離の原因について確認を行うこととした。

「労働時間適正把握ガイドライン」とは

平成29年1月20日に厚生労働省が、使用者向けに労働時間の適正な把握のため新たに策定したガイドラインです。労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置として以下のように案内しています。

使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること

(1) 原則的な方法

- ・使用者が、自ら現認することにより確認すること
- ・タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること



(2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合

- ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対して自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
- ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した会社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
- ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること

各企業様におかれましては、適正に労働時間を把握・管理して頂き、賃金不払残業等がないようにして頂きたいと思っております。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700